

2 児童扶養手当・特別児童扶養手当

. 2 . 2 . 社会保障制度審議会 児童扶養手当法及び特別児童扶 養手当等の支給に関する法律の 一部改正について（答申）

（ 51 . 1 . 19 . ）

昭和51年1月12日厚生省発児第5号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

記

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額の引上げは、母子福祉年金及び障害福祉年金のそれにあわせてきた沿革からいえば理解できる。ただ、児童扶養手当の第一子、第二子、第三子等の格差については疑問が残る。

児童扶養手当の対象児童の年齢引上げは評価できる。

なお、本来の児童手当をすえ置いたのは、その理由が何であれ問題であり、現行の各種社会保障制度間のバランスを崩すおそれがある。ILO第102号条約が批准されたことでもあり、児童手当の充実については格段の努力を望みたい。